

令和6年度新たに住民税非課税となる世帯または 住民税均等割のみ課税となる世帯の皆さまへ

物価高騰による負担軽減を図るため、令和6年度において新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯に10万円を支給する給付金の案内です。なお、対象となった世帯の中に18歳以下の児童がいる場合には、こども加算の給付を行います。

給付金を受給するためには、手続きが必要です！！

対象世帯

「令和6年6月3日時点で沖縄市に住民登録があり、令和6年度住民税が次の

①または②のいずれかに該当する世帯

①住民税非課税世帯

②「均等割のみ課税の世帯」

「均等割のみ課税の方と非課税の方」で構成される世帯

※既に令和5年度非課税給付または令和5年度均等割のみ課税給付の対象となった世帯や、世帯の全員が、個人住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯等は該当しません。

給付金の支給額

○1世帯あたり10万円

※給付対象世帯で、扶養されている18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）1人につき5万円加算

給付金の支給手続き

支給対象者には、市から「支給のお知らせ（申請不要）」「確認書（要返送）」をお送りします。 ※他市区町村からの転入や、住民税の未申告などにより、課税状況が不明の方がいる場合は、「申請書」の提出が必要です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中でも受給できる場合があります。お気軽にご連絡ください。

申請書配布先

沖縄市役所5階給付金窓口
または 沖縄市公式ホームページ



オンライン申請

市から確認書が郵送されてきた世帯に関してはオンラインで申請することも可能です。

オンライン申請の場合は、郵送や窓口よりも支給が早くなります。



支給時期

市が確認書（または申請書）を受理した日から30日以内が目安です。

申請期限延長：令和6年11月8日（金）※必着

○給付金を装った詐欺にご注意ください！！

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報・通帳・キャッシュカード・暗証番号の詐取」にご注意ください。不審に思った場合は速やかに最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。

お問い合わせ

沖縄市非課税世帯給付金担当 窓口
受付時間 月～金（祝日を除く） 8:30～17:15

098-929-3011